

# フェーズ3後の債務名義による特許権等の登録申請の留意事項

## フェーズ3後の債務名義による特許権等の登録申請

例えば、「被告は、原告に対し、別紙特許権目録記載の各特許権の移転登録手続をせよ。」との判決がされた場合には、当該判決書を利用して、特許庁において登録申請をすることになります（実用新案権、意匠権及び商標権も同様。本ペーパーではこれら4つの権利を併せて「特許権等」といいます。）。フェーズ3後には債務名義の態様等に変化があるため、その留意事項について整理しましたので、フェーズ3後に特許権等の登録関係訴訟を取り扱う際の参考としてください。



### POINT 1 債務名義の原本がデータになります

- ✓ フェーズ3後は、債務名義が電子判決書・電子調書（和解）等のデータとなります。

### POINT 2 フェーズ3後には、送達される債務名義に変化があります



#### 債務名義がシステム送達される場合

- ✓ フェーズ3後に債務名義がシステム送達される場合、mintsに電子判決書等がアップロードされた旨の通知がされるだけであり、mints上の電子判決書等自体をダウンロードすることはできませんが、これまでの判決書等の正本（末尾に「これは正本である」との認証文言が付されたもの）に相当するものが交付されるわけではありません。



この場合、電子判決書等のデータのみで登録申請をすることはできず、ポイント3のとおり、記録事項証明が必要になります。



#### 債務名義が書面により送達される場合

- ✓ フェーズ3後に債務名義が書面により送達される場合、これまでの判決書等の正本に代わり、記録事項証明書（※）が送達されます。

#### ※記録事項証明書

電子判決書等に記録されている事項を記載した書面であって、当該書面の内容が当該電子判決書等に記録されている事項と同一であることを証明したもの（「本書面の内容が、裁判所のファイルに記録されている事項と同一であることを証明する」との文言のあるもの）

### POINT 3 登録申請には、債務名義の記録事項証明が必要です

- ✓ 債務名義に基づいて特許権等の登録手続をするためには、債務名義の記録事項証明が必要になります。記録事項証明は、電磁的記録で作成されるもの、書面で作成されるもののいずれでも、登録申請に用いることができます。

記録事項証明が  
電磁的記録で  
作成される場合

記載例及び取得方法  
はコチラ

記録事項証明が  
書面で  
作成される場合

記載例及び取得方法  
はコチラ

※ 債務名義が判決の場合には、登録手続に際して、別途、判決の確定証明（書面又は電磁的記録）を取得し（申請書の書式は裁判所HP掲載）、提出する必要があります。

# フェーズ3後の債務名義による特許権等の登録申請の留意事項



## 記録事項証明が電磁的記録で作成される場合の例

### 記載例①

#### 記録事項証明文言が債務名義の末尾に記録される場合

2026/08/24 13:00:00 「判決\_テスト地方裁判所\_民事第2部\_令和8年(ワ)第1234567号\_終局判決.pdf」

令和8年(ワ)第1234567号 特許権移転登録請求事件

口頭弁論終結日 令和8年8月3日

判 決  
東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

原告 東京太郎  
同訴訟代理人弁護士 大阪花子

名古屋市中区三の丸一丁目4番1号

被告 名古屋次郎  
同訴訟代理人弁護士 広島三郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙特許権目録記載の各特許権の移転登録手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

1 本電磁的記録の内容が、裁判所のファイルに記録されている事項と同一であることを証明する。

令和8年8月24日

テスト地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 裁判 四郎

2 デジタル署名者: 裁判所書記官 1091

### 記載例②

#### 記録事項証明文言が債務名義の冒頭に記録される場合

2026/08/24 13:00:00 「判決\_テスト地方裁判所\_民事第2部\_令和8年(ワ)第1234567号\_終局判決.pdf」

1 本電磁的記録の内容が、裁判所のファイルに記録されている事項と同一であることを証明する。

令和8年8月24日

テスト地方裁判所民事第2部 裁判所書記官 裁判 四郎

2 デジタル署名者: 裁判所書記官 1091

令和8年(ワ)第1234567号 特許権移転登録抹消登録請求事件

口頭弁論終結日 令和8年8月3日

判 決  
東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

原告 東京太郎  
同訴訟代理人弁護士 大阪花子

名古屋市中区三の丸一丁目4番1号

被告 名古屋次郎  
同訴訟代理人弁護士 広島三郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙特許権目録記載の各特許権の移転登録手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### 1 記録事項証明文言部分

### 2 裁判所書記官による電子署名部分

末尾に別のページを追加して記録事項証明文言を記録し、電子署名を行うイメージ

## 電磁的記録による記録事項証明の取得方法



### システム送達時の提供

電子判決書や和解調書等に登録手続を要する主文・和解条項等が含まれているときは、当該電子判決書や和解調書等のシステム送達とは別に、当該電子判決書等の記録事項証明を、mintsの「記録外」画面にアップロードする方法により提供しますので、事件情報と当事者アカウントの関連付けが解除される前に(※)速やかにダウンロードしてください(申請・手数料不要)。

※ 終局事由ごとの関連付け解除の時期については、「民事訴訟フェーズ3に向けた準備の手引」の「08 電子判決書」を御参照ください。

### システム送達時に提供されるデータをダウンロードしなかった場合



事件情報と当事者アカウントの関連付けが解除される前にダウンロードをしなかった場合には、別途「記録事項証明の交付(提供)申請書」(裁判所HP掲載)を提出(※)し、申請を行う必要があります(要手数料)。

※ 弁護士等の電子提出が義務付けられる方は、書面により提出することはできませんので、mintsの新規申立てフォームで「申立種別: その他」を選択して、電子提出をしてください。

# フェーズ3後の債務名義による特許権等の登録申請の留意事項



## 記録事項証明が書面で作成される場合の例

### 記載例

債務名義の末尾の認証用紙上に、記録事項証明文言が記載され、裁判所書記官の記名押印がされます。

1

本書面の内容が、裁判所のファイルに記録されている事項と同一であることを証明する。

令和8年8月24日

2

テスト地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 裁判四郎



1

記録事項証明文言部分

2

裁判所書記官による記名押印



電磁的記録による  
記録事項証明を出力した書面

電磁的記録による記録事項証明を出力した書面は、裁判所書記官による電子署名が確認できなくなるほか、末尾に裁判所書記官の押印がないことから、登録専門官において、真正に成立したものと判断できません。そのため、郵送又は窓口で書面による登録申請をする場合には、書面による記録事項証明を取得して提出する必要があります。



## 書面による記録事項証明の取得方法

### 記録事項証明書の交付(提供)申請

- ✓ 「記録事項証明の交付(提供)申請書」(裁判所HP掲載)を提出(※)し、申請を行ってください(要手数料)。
- ✓ 郵送での交付を希望する場合は、宛先を記載した返送用封筒に必要な郵便切手を貼付して、提出してください。

※ 弁護士等の電子提出が義務付けられる方は、書面により提出することはできませんので、mintsの新規申立てフォームで「申立種別:その他」を選択して、電子提出をしてください。



### 電子判決書や和解調書等が書面により送達される場合

mintsを利用していない当事者に対しては、mintsによりシステム送達ができないため、電子判決書や電子調書(和解)等の記録事項証明を書面により送達することになります。



書面により送達された電子判決書や電子調書(和解)等の記録事項証明書を利用して、登録申請をすることが可能です。